

令和8年度貸切バスを利用したグループ旅行商品造成支援金 交付要綱

(趣旨)

第1条 大田原市観光協会（以下「本会」という。）は、NHK連続テレビ小説「風、薫る」の主人公のモチーフとして本市出身の大関和が取り上げられることが決定したことを契機に、広く大田原市の魅力を知らせるため、本市を目的地とする貸切バスを利用したグループ旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、本要綱に基づくものとする。

(交付対象者)

第2条 本支援金の交付対象者は、旅行業法第3条及び第23条の登録を受けている旅行会社（以下、「旅行会社等」という。）とする。

(交付要件)

第3条 以下の要件をすべて満たす旅行であること。

- (1) 催行人員が10名以上（添乗員、バス運転手、バスガイド等の業務員は除く）であって、貸切バスを利用した団体旅行であること。（企画旅行、手配旅行を問わず）
- (2) 団体旅行及び貸切バスの発着地が市外であること。
- (3) 市内の観光施設及び観光スポット（以下「観光施設等」という。）2か所以上に立ち寄る団体旅行であって、市内の飲食店で食事（弁当の手配を含む。以下同じ。）をする団体旅行であること。この場合において、有料施設又は有料体験を1つ以上含むものとする。
- (4) 旅行の出発日が令和8年4月1日（水）以降かつ帰着日が令和8年12月28日（月）以前の旅行であること。
- (5) 募集パンフレット等の広告媒体に、この要綱による支援金の交付を受ける団体旅行である旨「大田原市観光協会 旅行商品造営支援金利用」を記載すること。この場合において、団体旅行が受注型企画旅行又は手配旅行であるときは、見積書等において顧客に告知をするものとする。
- (6) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (7) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- (8) 他の地方公共団体や団体等から団体旅行の催行を奨励することを目的とする補助金等の交付を受けていないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は次のとおりとする。ただし、申請期間内であっても事業予算の上限に達し次第終了する。

- (1) 参加者1名につき1,500円を交付する。ただし、補助上限は、1旅行あたり60,000円を上限とし、1社最大240,000円とする。

(交付申請と変更申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする旅行会社等は、旅行出発日の14日前までに次に掲げる書類を添えて、本会に申請するものとする。

- (1) 団体旅行実施計画書
- (2) 団体旅行の行程表（実施日、立ち寄る観光施設等が確認できるもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会が必要と認める書類

2 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をするものとする。

3 申請は1つの旅行について1社（事業所）のみが申請できるものとする。

（交付の決定）

第6条 前条の規定による申請があったときは、本会において10日以内（※土日・祝日を含む）にその内容を審査し、適当と認めた場合、申請受理の旨及び交付の決定を旅行会社等に通知するものとする。ただし、事業予算の上限に達していた場合、申請を受理しないものとする。

2 変更申請があった場合、再度内容を審査し、適当と認めた場合には、旅行会社等に交付の決定を通知するものとする。

（実績報告及び支援金の交付請求）

第7条 交付決定を受けた旅行会社等は、支援対象事業が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）または本会が指定する休業期間を含む場合は、休業明けの最初の開庁日までに提出することができる。

- (1) 団体旅行実施報告書
- (2) 団体旅行の行程表（実績）
- (3) 参加者名簿
- (4) 支援金の額を算出する根拠となるもの
- (5) 募集パンフレット等この要綱による支援金の交付を受けた団体旅行である旨が記載されていることが確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会が必要と認める書類

2 同一月内に複数回同じ旅行を実施する場合は、当該月内において最後に実施された旅行の終了日から10日以内（※土日・祝日を含む）に、まとめて実績報告および交付請求を行うことができる。

（支援金額の確定）

第8条 本会は、前条に基づき提出された実績報告および交付請求を審査し、その内容が適当であると認めた場合、支援金の額を確定するものとする。

（支援金の交付）

第9条 前条に基づき確定した支援金について、交付請求を受理した日から30日以内に旅行会社等へ支払うものとする。なお、支払い方法は、国内銀行の国内支店口座への送金に限る。

（申請の取消し、支援金の返還）

第10条 本会は、偽りその他不正の手段により支援金の申請受理又は交付を受けた者に対しては、申請取消及び今後の申請権を剥奪することができる。

2 旅行会社等は、この要綱に定める事項に違反して支援金の交付を受けた場合は、既に交付された支援金を本会に返還するものとする。

(関係書類の整備)

第11条 旅行会社等は、支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(事業の停止)

第12条 本会は社会情勢等の事由により事業を停止する場合がある。この場合、事業停止をした日以降の申請の受付を行わないものとする。また、事業を中止又は停止した場合、申請済であっても支援金交付の対象とならずキャンセル料等のいかなる費用も補償しない。

(委託)

第13条 本会は、本事業の業務について、その一部または全部を委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、令和8年度貸切バスを利用したグループ旅行商品造成支援金の交付に関して必要な事項については、本会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する。